

令和 8 年度活動内容について

令和 8 年 7 月
福島県消費生活課

1 消費者安全確保のための取組について

- (1) 福島県消費者安全確保地域協議会の開催
年度内 2 回開催予定。
- (2) 高齢者等の見守り等に関する情報提供（資料 2－1）
消費者庁や国民生活センターからの高齢者等の消費者トラブルに関する注意喚起情報を随時提供する。
- (3) 見守りサポーター向け研修の開催
県及び市町村消費者安全確保地域協議会構成団体職員、市町村担当者等を対象とした見守りサポーター向け研修を開催予定。
日 時：9 月から 12 月の期間中に開催
場 所：福島県消費生活センター研修室、WEB
対 象：県及び市町村消費者安全確保地域協議会構成団体職員
県内市町村消費生活担当者、保健福祉担当者
各市町村社会福祉協議会職員
各市町村包括支援センター職員 等
参加人数：50 名程度
内 容：(1) 動画研修
(2) 消費者教育コーディネーターによる講義
(3) 質疑応答
- (4) 研修会の開催
市町村及び福祉関係者を対象とした研修会を年度内 1 回開催予定。
日 時：10 月頃予定 120 分程度
場 所：県中地方
対 象：県及び市町村消費者安全確保地域協議会構成団体職員
県内各市町村消費生活担当者、保健福祉担当者
各市町村社会福祉協議会職員
各市町村包括支援センター職員 等
参加人数：約 60 名
内 容：(1) 消費者安全確保地域協議会の説明
(2) 消費者教育コーディネーターによる講座
(3) 質疑応答

(5) 「悪質商法お断り！」ステッカー配布

令和7年度に引き続き、ポスト・玄関用「悪質商法お断り！」ステッカーを2,000枚作成し、協議会メンバー・出前講座等を通じ単身高齢者世帯等へ配布する。

(6) 188周知のためのポスター送付、掲示

消費者ホットライン188周知のためのポスター（資料2-2）を1,300部作成し、福祉施設や生協等（資料2-3）に送付する。

また、令和7年度に作成したポスターを公共交通機関（福島交通路線バス、福島交通飯坂線、新常磐交通路線バス、阿武隈急行、会津鉄道）に掲示する。

(7) 高齢者向けパンフレットの作成

「だまされないで！悪質商法」パンフレットを15,000部作成し、各市町村や地域包括支援センター等（資料2-4）に配布する。また、出前講座を通じて、高齢者や消費者に向けた悪質商法の注意喚起を行う。

2 市町村に対する消費者安全確保地域協議会設置に向けた支援について

(1) 消費者安全確保地域協議会設置に関する支援メニュー（資料2-5）

協議会設置要綱策定の助言や関係者会議での説明などを行い、設置に向けた支援を令和7年度に引き続き行う。

(2) 市町村訪問等について

先進事例集の活用やWEBによる意見交換を含め、設置に前向きな市町村を優先して支援し、協議会設置自治体の増加を目指す。

(3) パンフレットの作成及び送付について

出前講座等を中心に、「見守りサポーターHANDBOOK」等のパンフレットを送付する。